

追悼の言葉

あの日も梅雨明けの暑い日が続く夏の盛りでした。平和な千木良の里で、あまりにも突然に起きたあの凄惨な事件から早、四年の歳月が流れました。

私たちは毎月二六日を「法人祈りの日」と定め、亡くなられた十九名の皆様が、千木良の地で楽しく精一杯生きてこられた日々に思いを馳せてご冥福をお祈りしています。そして七月のこの時期になると、より深い忸怩たる思いに駆られ、まだまだ続くはずだったお一人おひとりの希望に満ちた生涯が、何故一方的に絶たれなければならなかったのか、どうして私たちは皆様の掛け替えのない命と尊厳をお守りできなかつたとの悔恨の思いで一杯になります。心からお詫び申し上げます。

合わせて、それ以上に理不尽にも最愛のご家族を失われたご遺族の皆様のお悲しみのお気持ちは、幾年月経とうとも簡単には癒すことができないこととお察し申し上げ、衷心より哀悼の意を捧げます。

そして、四年前の夏、突然に生活の場を失った残された津久井やまゆり園の利用者の方々は、現在、他の県立施設で落ち着いて生活されている方もいらっしゃいますが、四年目

を迎えた芹が谷の仮園舎を中心に、それぞれの思いを大切にしながら、日々の生活に勤しんでおられます。来年八月には県のお力で、千木良に津久井やまゆり園が、十二月には仮園舎隣接地に芹が谷やまゆり園、と二カ所に別れて新しい施設が出来る予定です。既にグループホームに移行した方もいらっしゃいますが、さらに地域生活を目指す方もいらっしゃると思います。お一人おひとりが津久井やまゆり園再生基本構想に夢を託して、どの様な生活を選ばれるのか、引き続き意思決定支援の取り組みを通して、しっかりと確認することが大切になります。どうか、それぞれの願いが叶いますように天上から見守っててください。

去る三月には、津久井やまゆり事件の裁判が結審し、被告の刑が確定しました。しかし被告は障害者を差別し、排除すべき、との身勝手に異常な考え方を最後まで変えることなく、また、被害にあわれた方々に対して一切の謝罪の言葉もありませんでした。やり場のない強い憤怒の情を禁じえません。改めて、断じて再びこのような事件が繰り返されてはならない、時が過ぎても決してこの事件を風化させてはならない、との決意を強くいたしました。

そして、犠牲となられた皆様の尊いお命と、失われた掛け
替えのない人生に報いるためにも、偏見や差別の無い「とも
に生きる社会」の実現と津久井やまゆり園の再生に向けて、
全力で取り組むことを、ここに固くお誓いいたします。

結びに、亡くなられた十九名の方々の^{みたま}御霊の安らかならん
ことをお祈りするとともに、ご遺族の皆様のご平安を切に祈念
いたしまして追悼の言葉といたします。

令和二年七月二十日

社会福祉法人 かながわ共同会理事長

草 光 純 二